

別居中の夫へ生活費要求

Q 夫が愛人をつくり別居して一年になります。子供がいるので離婚はしたくないのですが、ここ数年、生活費を入れてくれません。生活費を出してもらうにはどうしたらいいのでしょうか？

A 民法七六〇条は、裁判所に「毎月収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する」と定めています。婚姻中、夫は妻に必要な生活費を渡さなければならず、妻もそれを要求する権利があります。

本件でも、あなたは夫に生活費の支払いを請求する権利があり、夫が支払いに応じなければ、家庭裁判所に婚姻費用分担の調停という手続きを申し立てることができます。



いときは、給料など夫の財産を差し押さえることも可能です。

支払金額は、主に双方の収入を考慮して決められますが、婚姻費用分担額の算定表があり、容易に一応の金額を確認することができます。

調停、つまり裁判所での話し合いでまとまらない場合には、最終

審判が出るまでには

財産の差し押さえも可能

相当の日数がかかりますので、差し迫った必要があれば、審判前でも、とりあえず応分の生活費を支払えとの仮の処分を裁判所に求めることができます。

円満な家庭生活を取り戻すために、第三者を入れて話し合いたいというお気持ちがあれば、並行して夫婦関係調整という調停の申し立てをすることもできます。調停委員が夫婦双方から話を聞き、問題を探り、双方に解決のための助言をする形で手続きが行われます。

なお、不貞関係にある愛人に対しては、夫と離婚していなくても慰謝料請求をすることが可能です。

(弁護士 松田健太郎)